

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	子ども未来部 子育て支援課	
許 認 可 等 名	一般受給資格者に係る認定	
根 拠 法 令	児童手当法	
根 拠 条 項	第7条第1項	
連 絡 先	(電話 088-621-5194)	
審 査 基 準	基 準	<p>一般受給資格者に対して行う児童手当法（以下「法」という。）第7条第1項の規定による認定処分については、次に掲げる解釈の基準により、法の規定を適用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 法第3条第1項の「日本国内に住所を有するもの」は、住民基本台帳に記録されている者であることを基本とし、日本国内に生活の本拠を有していると認めることが適当でない者については、これに該当しないものとする。 法第4条第3項の「児童の生計を維持する程度の高い者」は、前年の所得（1月から5月までの月分については、前々年の所得）が高い者とする。 法第8条第3項の「住所を変更した日」は、住民基本台帳法第24条の転出の予定年月日とする。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定（令和6年10月1日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 60日（休日を含む）
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定（令和 年 月 日最終変更）